

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び第八項の規定によって、広島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、変更後の計画を次のとおり公表する。

平成十九年十二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県漁獲可能量及び漁獲努力可能量管理計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、県民に新鮮な水産物を供給する役割を果たすとともに、沿岸部の重要な産業となつている。水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県水域については、屈曲に富む海岸線や大小百三十八に及ぶ島々を有し、規模は小さいが良好な漁場を形成し、多種多様な海面漁業による漁業生産が行われている。我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが、漁獲量が減少あるいは低迷している状況であり、本県海域における海洋生物資源についても、くろだい等の例外を除き同様の状況にある。

今後ともこのような状況が継続すれば県民・国民のニーズへの的確な対応が困難となるだけでなく、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、農林水産大臣が定めた基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理するため、他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見の集積が必要である。そこで、国又は関係府県との連携の下、資源の調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても資源を管理し、有効な利活用を行うため、栽培漁業及び資源管理型漁業を一層推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量においては、他県からの入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。
〔まあじ〕

一月から十二月まで 若干

〔まさば及びごまさば〕

七月から六月まで 若干

三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

〔まあじ、まさば及びごまさば〕

本県においてまあじ、まさば及びごまさばを主な漁獲目的としている漁業種類には小型まき網がある。このため、小型まき網漁業については現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいた操業とし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めることとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量、対象となる採捕の種類及び期間は次のとおりである。

なお、各々の採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力量(隻日)
ささら	ささら流し網漁業	平成二〇年四月二〇日から 平成二〇年六月二〇日まで	五、八一三
	中型まき網漁業(うち、ささらを採捕目的とするもの)	平成二〇年六月一日から 平成二〇年八月三十一日まで	一、二八八

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量、対象となる採捕の種類及び期間は次のとおりとする。

なお、各々の採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力量(隻日)
ささら	ささら流し刺し網	平成二〇年四月二〇日から 平成二〇年六月二〇日まで	五、八一三
	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、百一、百二、百三、百四、百五、百六、百七、百八、百九、百十、百十一、百十二、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百十八、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五、百二十六、百二十七、百二十八、百二十九、百三十、百三十一、百三十二、百三十三、百三十四、百三十五、百三十六、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、百、千	一、二八八	

六 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

漁獲努力可能量による管理は、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（以下「資源回復計画」という。）」の推進と連携させて行うこととし、具体的には資源回復計画に基づき関係漁業者が行う網目制限等の漁獲努力量削減措置による効果が阻害されないよう、実施することとする。

また、漁業者に対して、資源回復計画に基づき定められた瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限に基づき操業することを周知徹底する。

おつて、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に関する迅速な報告体制の整備を進めることとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、干潟・藻場の保全や造成をはじめとする小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めるとともに、資源管理の意義を県民に広く啓発する活動を推進していくこととする。